

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	県道坂本寄居線
供用開始の区間	大里郡寄居町大字鉢形字木持二五一五番一 地先から 同郡同町大字鉢形字木持二四七〇番二地先 まで
供用開始の期日	令和八年三月二十三日
備 考	令和四年九月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二〇七・九〇メートル